

2023年度 国及び神奈川県予算の編成に際しての

要 望 書

神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会
神奈川県看護師等養成機関連絡協議会

実習病院連絡協議会・養成機関連絡協議会 合同

I 県に対する要望

- 1 「地域看護師」養成事業に対する支援【継続・一部新規】
 - (1) 「かながわ地域看護師」養成について【継続】(p1)
 - (2) 地域看護師養成事業検討会について【新規】(p2)

実習病院連絡協議会

I 国に対する要望

- 1 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて【継続】(p3)

II 県に対する要望

- 1 実習病院に対する支援【新規】(p4)
 - (1) 小児・母性・助産師課程に対する要件の見直しと追加補助
 - (2) 実習受入に対する環境整備への基準額の見直し
 - (3) 実習指導者に対する予算増額と講習会への受講環境の整備
- 2 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて【継続】(p5)

養成機関連絡協議会

I 県に対する要望

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止下における学生の臨地実習に対する支援【継続】(p6)

実習病院連絡協議会・養成機関連絡協議会 合同

I 県に対する要望

1. 「地域看護師」養成事業に対する支援【継続・一部新規】（実習病院）（養成機関）

(1) 「かながわ地域看護師」養成について【継続】

地域医療構想や地域包括ケア時代に求められる看護職のキャリア形成を支援するとともに、「地域看護師」を養成することは非常に重要である。

当協議会は、将来に不安を感じている看護師のキャリア形成や、看護学生の就職活動時の選択肢として活用するなど、将来を期待し就職を希望した看護職者に対する支援事業が必要であると考え、取り組んでいる。

また、看護師の地域定着のためには、キャリア形成に資する、明確で働きやすい地域づくりが必要であり、実習病院、養成施設の連携に加え、県には積極的に取り組みをしていただくよう行政としての役割について要望する。

【実施に向けた役割】

実習病院は、各地区での研修・交流会、事業の推進をしていく。

養成施設は、その趣旨を教員や看護学生に周知し、理解を深め、希望者を募る。

神奈川県は、県内の医療機関や養成施設、介護施設などへのニーズ調査や普及・啓発、事業化について検討会を開催し内容を整備する。

「地域看護師」の養成には、循環型と養成型などの方法が考えられる。

【循環型】

中堅として経験を積む中で、仕事に対する閉塞感や子育て・介護など、多くの環境の変化により疲弊し、退職、転職を考える看護職者に対し働き方の提案をする。

一定期間の定めの中で、所属の病院に籍を置いたまま、地域内の他院で勤務を経験する。（その逆も同様とする）

地域全体を外側から見ることで、新たなキャリアを積み、働き方に対する意識変化をもたらし、地域の人材確保に繋がることが期待できる。

【養成型】

学生が就職活動を行う際の選択肢として活用するもので、将来の見通しが難しく、どのような機能の病院（施設）に自分自身が向いているのかを悩む学生に対し提案する。

初年度は入職した病院（中核病院または中小病院）で看護師としての基礎研修を行い、2年目以降、地域の病院や在宅分野での研修へと勤務経験を重ね、その後、就職先を選択できる仕組みとする。

養成型の事業効果としては、幅広い領域に対応可能な看護師の育成が期待できる。

(2) 地域看護師養成事業検討会について【新規】

(1)で述べた仕組みづくりを実施していくため、県と実習病院は、令和3年度に、県知事と当協議会の会長が協定書を結び、「地域看護師養成事業検討会(以下、検討会)」を立ち上げた。

検討会は、両協議会と県から選抜した委員で構成され、協定書に基づき実施をしているが、この協定書には、1年の期限が記載されている。本件は、本格的に事業化されるまで、数年を要することが見込まれるため、検討会に期限を定めることなく、継続していくことを要望する。

加えて、検討会で協議した結果については、次年度以降も、継続して実施することとし、内容を変更する場合には、県単独で決定することなく、検討会を開催し経緯を説明していただくよう要望する。

また、県は、検討会の委員の中から選抜した病院に対し、取組みについての個別ヒアリングを実施したが、その結果の報告が未だになされていない。結果から課題を見つけ、今後に繋げていくためにも、情報の共有を要望する。

さらに、これまでも主張してきたとおり、本件にかかる内容・協議などは、個別で実施することなく、全委員平等に照会し、検討会を開催した上で行い、委員の間に情報の偏りが起こることのないよう、強く要望する。

実習病院連絡協議会

I 国に対する要望

1. 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて【一部継続】（実習病院）

今後さらに厳しくなる看護師不足に対応するため、より一層の育児・介護と仕事との両立に対する予算措置を要望する。

また、神奈川県では、地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用し、看護実習の受入れ施設の拡充を促進する「看護実習受入拡充事業費補助」など実施している。看護学生の指導に不可欠な指導者を育成・確保するためには、多大な経費がかかり、相当に苦慮している。

これまでも主張してきたとおり、当県への基金の配分額について、全国2位の人口規模に応じた額とするよう、次の事項について、配分方法を見直すこと。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、配分方法の見直しなどを抜本的に見直すことを新たに要望します。

- (1) 全額国庫負担の範囲を拡大するよう、医療介護総合確保促進法を改正すること
改正までの間、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること
- (2) 配分額は人口規模に応じたものとする
・ ・ 令和3年度の内示では、当県への配分額は14番目（人口は全国2番目）
- (3) 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること
- (4) 事業区分間の融通を認めること
- (5) 具体的な用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること

II 県に対する要望

1. 実習病院に対する支援【新規】(実習病院)

県は地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用し、看護実習の受入れ施設の拡充を促進する「看護実習受入拡充事業費補助」を実施しているが、追加要件を加え、多くの施設が補助を受けられるよう要件の緩和と予算の増額を要望する。

また、国に対し、看護師育成に関わる地域医療介護総合確保基金事業費補助金の拡充と整備を強く働きかけるよう要望する。

(1) 小児・母性・助産師課程に対する要件の見直しと追加補助

小児・母性・助産師課程の実習受入施設への要件見直し、補助制度の充実を要望する。

理由：小児・母性・助産師課程における看護実習を取り巻く環境は、困難をきたしている。小児病棟では、入院患者が少なく、家族の了解を得にくいいため、少ない患児の奪い合いになっているほか、少子化に伴う分娩件数の減少や、産科医師の不足による産科の休診など、実習先となる施設自体が不足している。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、状況は更に悪化した。

また、受入側の病院においては、助産師課程と看護師課程の同時期での実習受入など、これまで以上に負担が大きくなっている。

「看護実習受入拡充事業費補助」において、「産科病棟あるいは小児科病棟を有する病院」には、「県内病院」として受ける補助とは別に、更なる補助が必要である。

「県内病院」としての補助と「産科・小児科も有する」としての補助と、同時に受けられるよう要件の見直しを要望する。

(2) 実習受入に対する環境整備への基準額の見直し

学生が主体的に学ぶ姿勢を支えるため、教材・図書の実、休憩室、ロッカーの配備など、設備的な受入体制や教育環境の整備を、新型コロナウイルスの状況を考慮し行うことに苦慮している。これまで以上に経費の負担が大きい。

県は地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用し、看護実習受入拡充事業費補助制度を実施しているが、実習生の受入実人数に配慮し柔軟な基準額を示すべきである。

(3) 実習指導者育成・確保に対する予算増額と講習会への受講環境の整備

実習指導者は、実習指導者講習会(約2ヶ月間の研修)を受講したものが望ましいとされている。多くの病院は、指導者が業務を兼務しながら指導に当たり、看護師の夜間配置数、夜間勤務時間制限などに複雑に影響される。また、公務離脱の扱いで複数人の看護師が研修会に参加している病院もある。

看護指導者を育成・確保するために、多大な経費と時間がかかる。補助要件の緩和と予算措置を要望するとともに、指導者を目指す看護師が柔軟に講習会を受講できる環境の整備を要望する。

2. 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて【一部継続】（実習病院）

神奈川県では、地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用し、看護実習の受入れ施設の拡充を促進する「看護実習受入拡充事業費補助」など実施している。看護学生の指導に不可欠な指導者を育成・確保するためには、多大な経費がかかり、相当に苦慮している。

これまでも主張してきたとおり、当県への基金の配分額について、全国2位の人口規模に応じた額とするよう、次の事項について、配分方法を抜本的に見直すことを要望する。

同様の内容を国に要望している、県からも国に働き替えていただくよう要望する。

また、「看護実習受入拡充事業費補助」に対する神奈川県の予算配分は低い、他の人材確保事業への配分額と比較しても相当に低い。実習受入れ施設である病院の事業に対する予算配分の見直しについても強く要望する。

- (1) 全額国庫負担の範囲を拡大するよう、医療介護総合確保促進法を改正すること
改正までの間、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること
- (2) 配分額は人口規模に応じたものとする
・ ・ 令和3年度の内示では、当県への配分額は14番目（人口は全国2番目）
- (3) 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること
- (4) 事業区分間の融通を認めること
- (5) 具体的な用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること

養成機関連絡協議会

I 県に対する要望

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止下における学生の臨地実習に対する支援【継続】 (養成機関)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、実習病院や施設では、学生の受け入れ制限を継続しているため、学生の実習経験の蓄積に慢性的な不足が生じている。

実習施設となる病院や老人保健施設、訪問看護ステーションで業務上必要な PCR 受検について、所属職員の PCR 受検費用の助成は国から出るものの、看護学生は対象になっていないため、個人や学校の大きな負担になっている。神奈川県 PCR 等検査無料化事業でサポートされているが、時として需要が上回り、受検結果が実習日時に間に合わない場合が散見される。そうした場合の受検費用は3万円に上るものもある。

各校で感染対策や感染管理教育の徹底を続けてはいるが、令和4年度はユニバーサルマスクとして、N95 マスクを装着することを義務付ける実習施設も増加している。このマスクは1枚約150円と高価で、毎日1枚使用するにしても、個人や学校での費用負担は非常に大きい。さらには、訪問看護ステーションで必要な袖つきエプロン(1枚100円)、手指消毒液、除菌シートの持参も義務付けられる場合があり実習費用の負担が益々増し、必要であるがために対応に苦慮している。

看護技術の習得や患者とのコミュニケーション技術の獲得は、学内実習などの臨地実習に代わる方法での学びでは限界があり、実践の場で患者に接し体験することが重要である。

一方で、実習施設でも養成施設からの実習受け入れにあたり、感染予防のための資材を継続的に配備しており費用負担が大きい状況が続いている。

新型コロナウイルス感染拡大防止を長期的に実施するフェーズに入ったため、適時に迅速な対応により、学生が安全に費用面でも安心して実習を受けられるよう対策を講じるため、養成施設や実習病院に対する財政的措置を要望する。